

学校感染症と出校停止期間

学生が特定の感染症にかかった場合、本人の回復に努めるとともに周囲への感染・流行を防ぐために、学校保健安全法では、「出校停止（欠席としない）」の措置をとることになっています。

下記の感染症と診断された場合は、医師の指導に従い静養するとともに、感染予防のために必要な期間は登校を控えて下さい。

なお、医療機関に受診の際は、各医療機関に様式第 19 号「学校感染症罹患報告書」を記入してもらい、学校に提出してください。

(2024 年 4 月 1 日改正 学校保健安全法施行規則による)

分類	疾患名	出校停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸症候群（原因が SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1 型） *上記のほか新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	完全に治癒するまで
第二種	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 *その他の感染症は、感染拡大を防ぐための措置として校長が認めた疾患（溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等 状況に応じて判断する）	病状により学校医、またはその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

学校感染症罹患報告書記入について（ご依頼）

このほど、本校学生（ ）年（ ）より、学校伝染病罹患の届け出がありました。

つきましては、学校保健安全法 19 条で定めるところにより出校停止としますので、ご多忙中申し訳ございませんが、下記報告書にご記入下さいますようお願い致します。

勤医協札幌看護専門学校

（裏面に 学校保健安全法施行規則に基づく、学校感染症とその出校停止期間の一覧表がありますので参考にしてください。）

学校感染症罹患報告書

勤医協札幌看護専門学校長 殿

下記の者を学校伝染病と診断しましたので報告します。

1. 氏名
2. 病名
3. 受診月日
4. その他（経過・処置等）

年 月 日

医療機関名（ ）

医師名（ ）